

妊婦支援給付金のご案内

妊婦支援給付金は、流産・死産の方も給付の対象になります。給付を受けるには、届出が必要になるため、健康づくり課までお越しください。

【対象者】

胎内市に住所を有する方

【支給額】

妊婦認定時に5万円

妊娠していた子どもの人数×5万円

【必要書類】

①妊婦給付認定申請書

②胎児の数の届出書

③振込先金融機関口座確認書類

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

④マイナンバーカード

⑤妊婦給付認定用診断書（医療機関からもらってください）

⑥母子健康手帳

} 健康づくり課窓口を設置しています。

妊娠届出前の流産の場合 ①②③④⑤

妊娠届出後の流産等の場合 ②③⑥ が必要になります。

【相談先、利用できる事業について】

・産後ケア事業

出産後の心身のケアを行う産後ケア事業を実施しております。

・こども家庭センター（健康づくり課）

助産師や保健師がお話しを伺います。

【問い合わせ先】

胎内市 健康づくり課（ほっとHOT・中条内）

〒959-2656 胎内市西本町 11 番 11 号

電話：0254-44-8680